

静岡県消防設備保守点検業協同組合 組 合 だ よ り



第 42 号 (新春号)

発行：令和 4 年 1 月 吉日
住所：静岡市駿河区南町 5 番 3 号
電話：054-287-5091
FAX：054-287-5092
メールアドレス：syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HP アドレス：http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/



法令遵守を行動指針に、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて
私たち組合員は、地域社会の安全と安心に貢献します

**消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は
消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」であり
高度化した各種消防用設備等に対応する「多数の有資格者による業務体制」が必要不可欠です**
静岡県消防設備保守点検業協同組合は、再委託禁止の原則を遵守し、契約条項を履行できる各組合員が雇用した有資格者により、各種試験器具等を用い適正点検を実施しています

- 報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると 消防法第44条第11号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます

組合員	62 社
常用従業員	640 人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	441 人
電気工事士	191 人
防火設備検査員	74 人
(組合事務局・常勤職員 2 人)	

新春を迎え 皆々様の
ご多幸をお祈り申し上げます。

令和 4 年元旦
静岡県消防設備保守点検業協同組合
役職員一同



◆◆◆ 西川和宏理事長の年頭挨拶 ◆◆◆

昨年は、新型コロナウイルス禍にあって 2 年越しの「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」も無事閉幕し、新型コロナウイルスまん延（第 5 波）の後、まだまだ予断は許しませんが、少しずつ確実に社会全体が“新たな日常”に向かって動き始めております。

令和 4 年の年頭に当たり、組合員や組合関係者、組合をご支援いただく皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。日頃の組合活動へのご支援、ご協力に心より御礼と感謝を申し上げます。

さて、火災は長期的にはおおむね減少傾向にあるものの、一瞬のうちにかけがえのない生命や財産等を奪う悲惨な火災は後を絶ちません。こうした中、静岡県消防設備保守点検業協同組合は組合設立 28 年目を迎え、国から認定を受けた官公需適格組合として、消防設備・防火設備の点検検査（県内官庁から共同受注）を通じ「火災予防の推進」、「中小零細事業者の受注確保」及び「健全な業界の確立」に全力で取り組んでおります。

しかしながら、事業環境は建物の複合化・所有形態の変容、消防設備の高度化、更には他業界からの参入激化、点検人材確保の困難、市町における地元優先の産業政策、地方自治体の財政事情など、ますます厳しさを増しております。また、国が進めるデジタル化の動きも気になるところです。

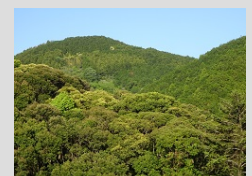
組合では、令和 4 年も、これまで取り組んできた「点検検査」に加え点検検査で明らかになった不具合の修繕・改修等を含む「保守点検（本誌 5 ページ）」の事業効果・実績を、“SDGs” 取組の観点から幅広く周知し、社会の安全・安心に貢献していきたいと考えております。組合員一同、力を合わせて組合活動に邁進してまいりますので、関係の皆様におかれましては、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

【予定】令和 4 年度 第 28 回通常総会の開催について

< 詳細は別途通知 >

- 令和 4 年 5 月 18 日（木）午後／総会、情報交換会 → 青年部会・第 7 回通常総会（当日開催）
グランディエール・ブケトーカイ（静岡市内）
- 開催形式は「平年ベース」を予定しています。
16:30 ～ 第 28 回通常総会／事業報告、決算、予算等
17:30 ～ 情報交換会

緑と光あふれる 5 月 →





新年の御挨拶

静岡県危機管理部 危機管理監代理兼
危機管理部長代理 加藤 晃一

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から静岡県民の安心・安全な暮らしを守るため、消防用設備等の保守点検、設備の施工等を通じて、防火対象物となる建物の防火安全対策に多大なる御尽力をいただいておりますことに対しまして、深く感謝申し上げます。

さて、昨年は、二酸化炭素等消火設備による作業員の死亡事故が数件発生しております。この中には、消火設備の点検作業中の事故も含まれております。設備の点検に当たっては、細心の注意を払った上で適切に行っていただくことが必要です。

また、政府において、現在、DX(デジタル・トランスフォーメーション)が推進されております。これを受け、総務省消防庁では、消防用設備等の点検報告を含む火災予防の届出に関する電子申請が検討されております。

このように、昨年から様々な動きがございますが、火災から静岡県民の生命・財産を守るという使命を果たすため、消防用設備等がいつ如何なるときにおいても十分な機能を発揮する状態を維持しておくことが重要であることに変わりはありません。

貴組合員の皆様におかれましては、静岡県民の日常の暮らしと命、財産を守るため、今後とも、消防用設備等の適切な保守点検・維持管理業務に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴組合のますますの御発展と組合員の皆様の御健勝を心から祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



年頭の御挨拶

静岡県経済産業部 部長代理 増田 始己

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様には、健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

貴組合におかれましては、消防用設備の工事や保守点検等を通じて、県民の生命や財産を守る業務に御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、一昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響により、観光、飲食業をはじめ県内の幅広い産業が大きな打撃を受けました。

県といたしましては、県内中小・小規模企業の事業継続の支援に最優先で取り組んでまいりましたが、今後は、感染再拡大の防止を図りつつ、ウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据えた経済政策を推進してまいります。

新型コロナウイルスなどの感染症のほか、地震や豪雨などの自然災害も多発する中、改めて生活のインフラの重要性が広く認識され、防火・防災に対する意識も高まっています。貴組合におかれましては、これまで培われた専門的な知識と高度な技術を活かし、消防用設備の保守・点検等の適切な実施により、引き続き安全・安心な社会づくりに貢献いただきますようお願い申し上げます。

結びに、今年一年間の貴組合のますますの御発展と、組合員の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

静岡市消防局長 小長井 善文

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様におかれましては、輝かしい新春を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。また、平素から消防行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により静岡県においても2回目の緊急事態宣言が発令され感染者が急増するなど、社会生活に甚大な影響をもたらす事態となりました。

このような中、令和2年12月に愛知県で二酸化炭素消火設備の放出事故が発生した後も、昨年の1月と4月に東京都で同様の事故が相次ぎ、多数の死傷者が発生しました。

当局としましても事故を重く受け止め、二酸化炭素消火設備が設置されている管内事業所を戸別に訪問して、再発防止のための注意喚起を行いました。今後も立入検査等のあらゆる機会を通じて、建物関係者等の防火・防災意識の高揚に努めてまいります。コロナ禍において、社会全体が安全・安心に対して不安を抱く中、建築物の防火安全対策は、決して疎かにできない重要課題であり、消防行政においても、新たな生活様式に応じた防火安全対策の構築に取り組んでいるところです。静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様におかれましても、消防用設備等の適正な設置や保守点検業務を通じて、地域社会の安全・安心を確保するため、本年もより一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、静岡県消防設備保守点検業協同組合の益々のご発展並びに組合員の皆様のご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

静岡県中小企業団体中央会 専務理事 田中 秀幸

新年明けましておめでとうございます。静岡県消防設備保守点検業協同組合様並びに組合員企業の皆様に於かれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨今の国内経済に於きましては、原油価格の高騰や半導体不足、インバウンド需要の停滞など情勢変化が著しい状況にあり、依然としてコロナ禍によるネガティブな影響が続いております。しかし一方で、テレワークやオンライン会議等のデジタル化を推し進め、事業形態を見直したことにより生産性が向上した中小企業が多く存在することも事実であり、このニューノーマル時代を新たな経営環境へのビジネスチャンスと捉え、積極果敢に挑戦していくことが求められております。

このような状況に於いて、中央会ではニューノーマル時代に対応する中小企業の支援を図るべく、中小企業組合の強みを活かしたデジタル化の促進や事業再構築支援等に取り組んでおりますので、貴組合には本会事業をさらにご活用いただければ幸いです。更に、近年では持続可能な社会の実現に多くの関心が集まり、企業活動に於いても本業の利益追求とともに、サステナブルな社会実現に対する企業としての在り方が求められる時代となりました。このような時代にあっては、ひとたび発生すれば自社のみならず、周辺に甚大な被害を及ぼす火災への備えは身近且つ基本的問題として備える必要があります。そうした観点からも社会インフラを維持するため、火災予防や災害に因る被害軽減に長年貢献される貴組合の活動は、静岡県民並びに県内企業の安心・安全な生活と経済活動を支える基盤であると確信しております。

中央会と致しましても、中小企業の受注機会拡大、官公需適格組合制度の普及・促進に努め、貴組合並びに組合員企業の皆様の成長と発展に向け、役職員一同、新年の決意も新たに業務に邁進することをお誓い申し上げますとともに、日本経済を覆う先行きの不透明感が払拭され、本年が皆様にとりまして、活気と希望に満ち溢れる輝かしい1年となりますよう心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和 3 年度「予防査察・危険物科」へ講師派遣 ―今年で 6 年連続―

消防学校と組合の連携 令和 3 年 10 月中旬、組合へ静岡県消防学校(右写真)から令和 3 年度「予防査察・危険物科」の消防用設備等点検について講師派遣の打診がありました。派遣時期は業務の集中する令和 4 年 3 月上旬(昨年度は 12 月)。組合は、組合内に対応の可否を確認し一旦は厳しいご返事をさせていただきましたが、その後再調整し第 5 回理事会(11 月 16 日)において講師派遣を決定しました。



今年で 6 年目(連続)となる講師派遣は、消防学校から声を掛けていただき、それに組合が応える形で始まりました。第 5 回理事会の判断には、組合が有する消防用設備等保守点検のノウハウや現場情報などを消防関係者の皆様に精一杯お伝えすることで、より一層の火災予防の推進に貢献できればとの現場点検従事者の期待と願いが込められています。

訓練の更なる充実へ 組合内の講師派遣体制を確立し、消防学校(担当教官)へ「組合として前向きに取り組ませていただく」旨を連絡した日から、消防学校と組合による「充実した訓練を目指した打合せ」が続いています。令和 3 年度訓練では、消防学校に設置された消防用設備等を使った実科訓練も予定されています。

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

～ 民法改正・賃貸借契約(1) ～



顧問弁護士 吉川友朗
静岡法律事務所
ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠 1-4-1
佐野ビル 3 階
電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290

今回は、民法の改正によって、賃貸借契約へ及ぼす影響についてお話しします。賃貸借契約は、お金(賃料)を払って物を借りて、契約終了時に借りた物を返すというものです。身近なものでは、アパート(マンション)やレンタカーや DVD を借りる契約がこれに該当します。かかる賃貸借契約も民法改正によって影響を受けることになりましたので、この点について見ていきたいと思います。

まず、賃貸人(貸主)の修繕義務について変更がありました。民法改正前は、借りた物が壊れた場合、その原因が賃借人(借主)が不適切な方法で物を扱ったことにあった場合でも、賃貸人には修繕義務がありましたので、賃貸人が修繕しなければならませんでした。

しかし、今回の改正によって、物が壊れた原因が賃借人にあった場合、賃貸人は修繕しなくてもよいことになりました。よって、アパートやマンションを借りている場合が典型的な例となりますが、部屋のある部分が壊れた場合でも、賃借人に責任がある場合は、自分で修繕しなければなりませんので注意して下さい。

次に、賃貸人と賃借人のどちらにも責任がなく、例えば経年劣化によって物が壊れた場合はどのようになるのでしょうか。この場合、特約がない限り、賃貸人に修繕義務がありますので、賃貸人がすぐに修繕してくれれば何も問題はありません。ところが、賃貸人がなかなか修繕してくれない場合、賃借人はどう対応したらよいのでしょうか。

この点、民法改正前は、賃借人には修繕する権利が明文上は認められていませんでしたので、賃借人が勝手に修繕をした結果、借りている物の性能や性質が変化してしまった場合、賃貸人から損害賠償を請求されたり、契約違反を指摘され、最悪の場合、契約を解除される可能性がありました。

よって、賃借人としても自分で修繕することを躊躇するケースもありました。

しかし、今回の改正によって、賃借人が賃貸人に対し、修繕の必要性があることを通知したにもかかわらず、賃貸人が相当な期間修繕をしないとき、又は賃貸人による修繕を待ってはられない急迫な事情があるときには、賃借人が修繕することができるようになりました。

なお、ここでいう「急迫な事情」とは、例えば、水漏れや給湯器の故障等日常生活を送ることが困難になる場合が想定されています。そして、賃借人が修繕して、実際にかかった費用は賃貸人に請求できます。

組合の取組

点検検査の結果を“修繕・改修等”につなげる！ － 組合事務局や幹事組合員（会社）にご相談ください －

■ 取組の背景 ー 誰に頼めばいい？ ー

組合事務局（午前9時～17時）常勤職員2名
電話：054-287-5091

点検委託者から

組合に点検委託者(担当)から「点検したら修繕・改修等が必要になった、どこへ頼めばいい？」という電話や問い合わせが増えていきます。

文部科学省の発表

平成29年7月、「会計検査院が平成27年に消防設備の劣化等を指摘した公立小中学校2,686校のうち1,024校で未修繕(平成28年12月)が見つかった」と発表。

消防庁へ提案 (H29.8月)

点検結果を確実な修繕・改修等につなげる仕組み＝点検結果報告書(→消防機関等)添付の点検票様式に改善計画を明記する様式変更＝を組合は上京し提案。

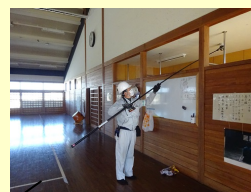


- 組合員は、直ちに駆けつけることの出来る消防用設備等（防火設備含む）の「かかりつけ医（ホームドクター）」
- 組合員である専門業者が雇用した有資格者により「保守点検」を実施！

点検検査で明らかになった不具合の修繕・改修等を含む

■ 組合に相談する = 組合の信用・評価 / 国・県の指導監督（法律）を受ける

- 1 その設備に一番、詳しい現場技術者（消防設備士等の有資格者）が点検検査の結果に基づき「修繕・改修等」を行う。
- 2 「修繕・改修等」業務の受注者は、公的団体（国・県の認定・認可を受けている、法律の指導監督を受ける意）の「静岡県消防設備保守点検業協同組合」又は「組合の組合員（事業者・本誌6ページ）」。
- 3 組合（組合員が実施する場合を含む）活動は、官公需法及び中小事業等協同組合法を踏まえ、国・県の指導監督を受けるので「法令遵守」が基本。
- 4 法令遵守（点検検査基準等）による保守点検（点検検査＋修繕・改修等）と、それを前提とした経費の縮減が可能になる。
- 5 何かあったら（危機管理対応）駆けつけます！



消防用設備等の「かかりつけ医」

■ 実際のやりとり（実例）

点検委託者（担当者）：点検で設備に不具合が見つかった。どうしたら良い？

→ 組合事務局：組合員（幹事会社等）の現場責任者に、直ちに電話させます。

→ 組合事務局：（現場責任者へすぐ電話＝つながるまで連絡をとり続ける）

組合事務局（常勤職員）：A校の担当者から点検結果を踏まえた、設備不具合の対処について相談があった。（担当者名・電話番号を伝える）すぐ電話を掛け、その結果を組合事務局に必ず連絡してください。

組合事務局が必ず確認する

■ 直ちに動く

現場責任者（幹事会社）：お電話の件ですが…（責任を持って対処）。

官公需確保対策地方推進協議会（オンライン）に参加！

国(中小企業庁)と協議会事務局は、令和3年11月24日(水)～12月6日(月)の間、全国を10ブロックに分け、令和3年度「官公需確保対策地方推進協議会」をオンライン開催。全国897の官公需適格組合等が、中小企業庁・国土交通省・厚生労働省・総務省や都道府県・同中小企業団体中央会から施策や活動状況等の説明を受けました。

一口メモ

静岡県の官公需適格組合(45 組合)が属する関東②ブロックでは11月29日(月)10:30～16:15に開催され組合専務が参加しました。



>>組合員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話	会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837
鈴与技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
ニッセイ防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	磐田営業所	鈴木 睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市河町	0547-35-2001	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
平尾設備	平尾 鍊平	静岡市清水区	090-8186-6318	東海消防技研(株)	佐 藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海防災(株)	野田 宗義	浜松市中区	053-474-2627
(株)プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮澤電池産業(株)	宮 澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
アイエムサービス	岩 本 良	浜松市東区	090-6396-4340	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市北区	053-542-0084
(有)イト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	みゆき防災	野 末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラツ	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996

>>賛助会員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)エレクトリックフークス社 静岡電材(営)	大西 裕之	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811

理 事 長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
理 事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理 事	吉川友朗	静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監 事	宇式三郎	株式会社アオイテレテック
監 事	土谷直人	ニッセイ防災株式会社
事務局長	仁科満寿雄	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	